

第 1 2 1 号 議 案

新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 8 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
の一部を改正する条例

第 1 条 新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
(昭和 31 年新宿区条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「93 万 9,000 円」を「94 万 8,000 円」に改め、同  
条第 2 号中「80 万 1,000 円」を「80 万 9,000 円」に改め、同条第  
3 号中「66 万円」を「66 万 6,000 円」に改め、同条第 4 号中「63  
万円」を「63 万 6,000 円」に改め、同条第 5 号中「61 万 3,000 円」  
を「61 万 9,000 円」に改める。

第 6 条第 2 項中「100 分の 150」を「100 分の 160」に改める。

第 2 条 新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「100 分の 160」を「100 分の 155」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各  
号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する  
条例第 6 条第 2 項の改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定  
公布の日

(2) 第 2 条の規定 令和 6 年 4 月 1 日

2 第 1 条の規定(前項第 1 号に掲げる改正規定に限る。以下同じ。)  
による改正後の新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する  
条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和 5 年 12  
月 1 日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定  
による改正前の新宿区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する  
条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の  
規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

新宿区議会議員の議員報酬の額及び期末手当の支給割合を改定する必要があるため